

令和6年度2月補正予算「宿泊事業者経営力強化支援事業」Q & A

【事業全般について】

Q 補助対象事業は具体的にどのようなものか。

<高付加価値化枠の例>

- ・冬季宿泊客の増加に向けた改修（雪見露天風呂、冬サウナ、スノーアクティビティ体験施設 等）
- ・インバウンド誘客の拡大に向けた改修（シャワー付き客室への改修、「和モダン」な客室への改修 等）
- ・高単価客層誘客に向けた改修 等（露天風呂付き客室の整備、貴賓室整備 等）

<人材確保枠の例>

- ・従業員寮・職員休憩室の新設・改修、シャワー室改修 等

<新規開業枠の例>

- ・客室、レストラン、ロビー等へ備えつける物品の購入 等

Q 実施要領第4条及び募集要項2に定める「補助対象施設」とはどのような施設か。

旅館業法第3条第2項又は3項に定める旅館・ホテル営業、簡易宿所営業を行う施設とします。

※旅館業法第3条第4項の下宿営業による施設は対象外となります。

Q 対象外となる経費はあるのか。

次の経費は対象外です。

- ・消耗品（事務に必要な物品、アメニティ、お土産、飲食物など）
- ・通信費（インターネット接続経費等（SIMカード購入費等を含む））
- ・システム等運用経費（高付加価値化の目的のため導入する場合であっても、導入に要する経費は対象としますが、運用に要する経費（システム使用料等）は対象外です）
- ・その他、審査委員が必要性を認めない経費

※予備が必要な場合であっても、最小限とします。

Q 完了検査はどのように実施するか。

実績報告書に基づき、施設整備や備品導入の状況を現地で確認するとともに、必要に応じて帳簿や関係書類の原本を確認します。なお、新規開業枠における完了検査については、【新規開業枠について】内のQAを参照してください。

【高付加価値化枠に関して】

Q 省力化や効率化などに向けたシステムの導入は対象となるのか。

省力化や効率化等だけを目的とした事業は対象外です。ただし、高付加価値枠の目的である「冬季宿泊客の増加やインバウンド誘客の促進」に向けた事業の一環として当該システムの導入が必要であると判断できる場合には、対象と認める場合があります。

Q 実施要領第6条第1項ただし書き（補助上限額1,500万円）に該当する事業はどのようなものか。

秋田県における観光の目玉となり、地域における観光を牽引できるような宿泊施設を創出する取組を想定しています。

例)・地域の観光資源（歴史、行事、食等）等の一貫したテーマを設定し、県産材や伝統工芸品を各所に使用・設置するなど、その地域や秋田の風情を感じられる貴賓室の整備
・高単価客室利用者のみが利用可能なラウンジや特別風呂等の整備 等

【人材確保枠について】

Q 対象となる事業は施設整備のみか。

人材確保に資する施設整備であり、従業員宿舎や休憩室、シャワー室などの整備（新設、改修）が想定されます。このような施設整備と一体となった備品購入は対象としますが、施設整備を伴わない備品購入は対象外です。

【新規開業枠について】

Q 実施要領第5条及び募集要項4の「新設等」とはどのような場合か。

○ 本補助金では、次の事業を「新設等」とします。

- ・客室数10室以上の宿泊施設の新設
- ・既存建築物のリノベーションによる客室数10室以上の宿泊施設の設置
- ・既存宿泊施設の増築、改築による客室数10室以上の増加
- ・既存宿泊施設の建て替えによる客室数10室以上の増加

Q 補助対象となる「備品」とはどのようなものか。

○ 客室、レストラン、ロビー等において、宿泊客の利用や宿泊客とのコミュニケーションのために供する必要最小限の家具、電気・電子機器、各種什器、寝具等であって、既設備品等の買い換えは対象外です。

※電気・電子機器であっても、宿泊施設のシステムに含まれるものは対象外です。（防災設備、館内Wi-Fiシステム、客室に設置する電話機、タブレットを利用した注文・連絡システム等）

※従業員が専ら使用するものは対象外です。（業務用PC、インカム等）

○ 従業員と宿泊客のコミュニケーションに利用する電子翻訳機等も対象としますが、通信費（SIMカードの購入費等も含む）は対象外です。

Q いつまでに開業する施設が対象となるか。

○ 令和7年4月1日から令和8年8月31までの間に営業開始する施設を対象とします。

補助金検査完了後に開業する施設についても対象となります。但し、令和8年8月31までの間に営業開始とならなかった場合は、県から補助金返還を求める場合があります。

Q 事業の完了はどのように確認するのか。

- 導入する備品は、令和8年2月中に代金支払を終える必要があります。補助事業完了時に施設本体が完成しておらず、備品を搬入できない場合も考えられますが、その場合は、備品の保管場所で検査を行います。（保管場所は秋田県内とします。県外での検査は実施しません）